

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商 号：株式会社B．C．Aマネージメント

所 在 地：〒105-0004 東京都港区新橋6-9-2 新橋第一ビル新館5F B号

電話番号：03-6820-0539

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号：関東財務局長（金商） 第 3439 号

○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、暗号等資産関連店頭デリバティブ取引における個別銘柄の価値分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、暗号等資産関連店頭デリバティブ取引等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 報酬について

当社は、投資顧問契約により、暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に関する助言サービスを行い、お客様から投資顧問料を頂きます。助言方法および投資顧問料は、以下の通りとなります。

【助言方法】

電子メールにて、週1回一律で、市場動向の解説及び見通し、助言対象銘柄

柄の価値分析・投資判断に関するレポートを配信します。また、市場動向の急変時（東京時間、前営業日午前7時の価格からビットコインベースで10%以上動いた場合、または突発的なイベントが発生し、相場急変の恐れが発生する可能性がある」と当社が判断した場合）には、適時新たな価値分析・投資判断レポートを配信します。

【投資顧問料】

投資顧問料は、以下の通りとなります。

暗号等資産関連店頭デリバティブ取引会員：33,000円(税込)/月

尚、投資顧問契約と同時に投資顧問料をお支払い頂き、当社との投資顧問契約の契約期間は1ヶ月間とし、事前にお客様より解約のお申出が無い限り、毎月自動更新とします。支払方法はクレジットカード決済となります。

○ 暗号資産及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に係るリスク

投資顧問契約により助言する暗号資産についての一般的なリスクは、次のとおりです。

【価格変動リスク】

暗号資産の価格は、取引による需給バランスのほか、世界情勢、経済状況など様々な要因で価格が変動します。また、予期せぬ要因によって価格が大きく変動し、購入時の元本を下回る可能性があります。また、デリバティブ取引では想定に反した動きとなった場合、預託した証拠金を上回る損失が発生するおそれがあります。

【流動性リスク】

予期せぬ事象や何らかの事象により、取引量の極端な減少や売買注文が一方に偏った場合に、取引が成立しにくい、又は取引が成立しない可能性があります。

【サイバー攻撃リスク】

暗号資産はインターネット上の電子的方法により記録される財産的価値であることから、サイバー攻撃等を受けた場合、お客様から預託された暗号資産の全部または一部を消失する可能性があります。

【暗号資産・ネットワークによるリスク】

(1) 暗号資産は法定通貨ではなく、インターネット上でやり取りされる電子データであり、特定の者によりその価値を保証されているものではありません。

せん。また、暗号資産は、必ずしも裏付けとなる資産を持つものではありません。なお、暗号資産は電子的に記録され、その移転はネットワーク上で行われるため、消失のおそれがあります。

(2) ハードフォーク・ソフトフォーク等によりブロックチェーンが分岐し、対象暗号資産の大幅な価値下落が発生する可能性や取引が遡って無効になる可能性があります。

(3) 悪意のある者が暗号資産のブロックチェーンネットワークにおいて51%以上の採掘速度を有した場合、①不正な取引の正当化②正当な取引の拒否③採掘の独占を行うことが可能となるリスクがあります。

(4) 確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことにより、取引が遡って無効になるリスクがあります。

【システムリスク】

(1) お客様が行う暗号資産取引は、電子取引システムを利用する取引です。お客様が注文の入力を誤った場合またはその他の要因等により、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。また、注文の種類や市場の状況等により、お客様の意図しない取引結果となる可能性があります。

(2) お客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信障害や地震、落雷、火災その他の天災地変などさまざまな原因で、一時的または一定期間にわたって電子取引システムを利用できない状況が起こる可能性があります。

(3) 電子取引システムでは、電子認証に用いられるログイン情報（Eメール、ログインID、パスワード、秘密鍵、認証コードその他いかなる名称のものを含みます。）などの情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することによってお客様に損失が発生する可能性があります。

【法令・税制変更リスク】

暗号資産取引を行う関係者に適用される暗号資産に関する法令・税制については、将来において改正される可能性があります。将来的に法令・税制または政策の変更等により、暗号資産の保有や取引が制限される可能性、または現状より不利な取扱いとなる可能性があります。また、法令や税制の改正は国内だけでなく、諸外国の法改正等が価格に影響を与える可能性があります。

【その他リスク】

上記に記載する暗号資産取引におけるリスクは、暗号資産の取引に伴う典型的なリスクについて概要を説明するものであり、当該取引について生じる全てのリスクを漏れなく示すものではありません。上記以外にも現時点では

予測できないリスクが顕在化する可能性もあります。その結果、お客様が損失を被る危険性があることを、あらかじめご認識下さい。

○ クーリング・オフの適用

当社との投資顧問契約は、クーリング・オフの対象となります。具体的な取扱は以下の通りです。

【クーリング・オフ期間の契約解除】

情報がお客様による閲覧ができる状態に置かれたと認められる日を正式な契約日とし、当該契約日から起算して10日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録による意思表示により契約を解除することができます。契約の解除日は、お客様がその書面を発送した日、記録媒体に記録された電磁的記録の場合は当該電磁的記録媒体を発送した日となります。

電子メールアドレス：info@bca-m.co.jp

契約の解除に伴うクーリング・オフ期間中の投資顧問料の清算については、以下の通りです。

- ① クーリング・オフ期間中に投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合は、投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額を頂きます。
- ② クーリング・オフ期間中に投資顧問契約に基づく助言を行っている場合は、日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×情報がお客様による閲覧ができる状態に置かれたと認められる日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみを頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。）を頂きます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金致します。このとき契約解除に伴う損害賠償、違約金はお客様へは発生しません。

【クーリング・オフ期間経過後の契約解除】

毎月の投資顧問契約日から起算して10日前までに書面及び電子メールにて契約解除の意思を申し出ることにより、契約を解除できるものとします。以降の契約は継続しません。

○ 租税の概要

お客様が暗号資産及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引で得た売買益に対しては、雑所得として所得税が課税されます。また、先物取引に係る雑所得の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象から暗号資産及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に係る雑所得は除外されます。

※日本国内の暗号資産に関する税金の取り扱いについては、詳しくは税務署または税理士にお問い合わせください。また、日本の税務当局における暗号資産及び暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に対する課税に関する見解は上記の通りですが、今後改正される可能性がありますのでご注意ください。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面又は電磁的記録による意思表示により契約の解除の申出があったとき（詳しくはクーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- 1. お客様を相手方として又はお客様のために以下の行為を行うこと。
 - ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - ② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ③ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

④ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

2. 当社が、いかなる名目によるかを問わず、お客様から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者にお客様の金銭、有価証券を預託させること。
3. お客様への金銭、有価証券の貸付け、又はお客様への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

<当社の概要>

資本金：1,000万円

役員氏名：代表取締役 松崎 秀守

主要株主：松崎 秀守、小俣 卓也

1. 分析者・投資判断者：松崎 秀守、小俣 卓也
2. 助言者：松崎 秀守、小俣 卓也
3. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の連絡先にお申し出下さい。

株式会社B. C. Aマネージメント 問い合わせ窓口

所在地：東京都港区新橋6-9-2 新橋第一ビル新館5F B号

電話番号：03-6820-0539

メールアドレス：info@bca-m.co.jp

4. 当社が加入している金融商品取引業協会等

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、管轄の財務局で、当社の登録簿を自由に閲覧することが出来ます。

5. 当社の苦情処理措置について

- (1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、当社の概要3の苦情等の申出先のとおりです。また、苦

情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
電 話：０１２０（６４）５００５（フリーダイヤル）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話合いと解決

6. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

7. 当社が行う業務

当社は、投資助言・代理業の他にブロックチェーン、暗号資産コンサルタントを行っています。